

## 令和2年第1回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年1月7日（火）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

13番 小川 信孝

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推18	坂本 修	推19	平野 秀正		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて  
第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第5号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第2号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は農業委員総数19名のうち、13番小川委員から欠席の届出があっており、18名の御出席でございます。また、農地利用最適化推進委員総数19名のうち、19名皆様の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和2年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして年の初めの御挨拶を申し上げます。まず初めに、喪中の方もいらっしゃると思いますので、大変恐縮ではございますけれども、令和になりまして初めての正月でございますので、農業委員会でも総会は今日が初めてということでございますので、改めまして皆さん、新年明けましておめでとうございます。委員の皆さんにとりましては、それぞれ新しい年を満ち満ちた日々を送られていることだろうと推察いたします。新年を迎え、今年はオリンピックとかいろいろ国内でも行事も多くございますけれども、世界を眺めてみますといろいろな紛争もあちこちで起こっております。また、自然災害におきましては、特に気になりますのが年々大型化をしているというような状況でございますので、いつ、どこで、何が起こるか、これは本当に心配の種でもございます。これから、ますますそういった自然災害にも直面するかもしれませんけれども、皆さんもまず仕事に邁進する前に、健康ということをまず頭の中において、第一でございますので、その健康第一で頑張ってくださいと念じておるところでございます。

どうぞひとつ今年も皆さんのお引き回しのほどよろしく願いを申し上げます。はなはたと簡単ではございますけれども、年頭の挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、まず着席をもって進めさせていただきます。

本日の議案は、議第1号議案から議第5号議案までの79件と、報告第1号より第2号までの27件が提案されております。どうぞ慎重なる御審議よろしく願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、2番鶴田委員と3番赤松委員にお願いを申し上げます。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

初めに、議第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを議題といたします。

事務局より提案説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて。農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。よって、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。令和2年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1つ、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2つ、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上の申し合わせ決議につきまして御提案申し上げます。

提案理由の説明といたしまして、昨年令和元年10月、全国の2市町、奈良県安堵町と大分県別府市の各農業委員会におきまして、農地転用にかかる収賄容疑で農業委員会会長が逮捕されるという不祥事が立て続けに起こりました。このことを踏まえ、その年同年11月28日に開催されました、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、その趣旨に則り、令和2年1月までの農業委員会総会において法令遵守の注意喚起を実施するように全国農業会議所からお願いがあったことから、本総会で提案するものでございます。

以上が、提案理由の説明となります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局が詳しく説明をいたしました。これに対しまして、皆さんより御

意見、御質問などはございませんでしょうか。

これは、今詳しく申し上げましたけれども、2件の会長による不始末が去年の間に起こりまして、その点を踏まえて全国農業会議所のほうから通達がございました。やはり、これは両方とも会長でございますので、私どもも特に襟を正さなければいけないと思いますけれども、この件に関しまして採択いただけますでしょうか。よろしゅうございますか

(はいの声)

○議長（永田知博君） はい、それでは全員採択ということで、よろしく願いいたします。

それでは、異議がないものと認め、議第1号については原案どおり採択することに決定いたしました。

次に、議第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。2ページをお願いします。

議第2号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和2年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、滑石の畑246㎡外1筆、計328㎡を贈与するものです。

2番、滑石の申請人で、滑石の田962㎡外1筆、計1,965㎡を労力不足と経営拡張のため使用貸借権を設定するものです。

3番、横島町の申請人で、横島町横島の畑802㎡外3筆、計1,551㎡を子へ贈与するものです。

3ページをお願いいたします。

4番、横島町の申請人で、横島町大園の田961㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第1号18番と関連しております。

5番、横島町の申請人で、横島町横島の畑574㎡を労力不足と相手方の要望のため貸借契約を設定するものです。報告第1号11番と関連しております。

6番、福岡市と天水町の申請人で、天水町立花の田1,295㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。

7番、福岡市と天水町の申請人で、天水町立花の畑379㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

4ページをお願いします。

8番、福岡市と天水町の申請人で、天水町立花の畑308㎡外7筆、計3,219㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町小天の田659㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第1号17番と関連しております。

10番、天水町の申請人で、天水町小天の田590㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上10件、合計11,521㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明がございました。それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。また、連続で説明される場合は、引き続き説明いただきますようお願いいたします。

それでは、1番からどうぞ。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。1番と2番の案件を言います。

案件1番、申請理由は贈与です。下限面積も満たしているので、許可相当と判断しました。

案件2番、使用貸人は労力不足、使用借人は経営拡張のための申請です。下限面積も満たしているので、許可相当と判断をしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番お願いいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。3番、4番、5番について説明いたします。

まず3番です。譲渡人と譲受人は親子関係です。子への贈与ということで何の問題なく、許可相当だと思われま。

続きまして4番です。4番も貸人と借人は親子関係で、農業者年金受給のための申請となっております。これも、何ら問題なく許可相当だと思われま。

続きまして5番、貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、これも何ら問題はなく許可相当だと思われま。

審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番からお願いいたします。

○18番（堀田昌子君） 18番、農業委員堀田です。6番、7番、8番の案件について説明します。

6番、7番、8番の譲渡人は、離れた土地にいて労力不足です。譲受人は小作地取得であり経営拡張です。8番は、6番、7番の譲受人の子であり経営拡張です。問題はなく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番お願いいたします。

○推19番（平野秀正君） 推進委員19番、平野です。9番と10番の案件について説明します。

9番は、譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たしており、何ら問題はないと思われます。

10番の案件について説明します。10番の譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たしており、何ら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から10番まで説明をいただきました。何か皆さん御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第2号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第2号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第3号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町下前原の田81㎡外1筆、計152㎡で、転用目的は道路拡幅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第1号23番と関連しております。

以上1件、合計152㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る令和元年12月26日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番の田上です。現地調査の結果を報告します。

この案件の場所は、岱明町下前原の玉名工業高校から自動車学校のほうに行く道路になっています。現在は生コン舗装をしてあるものの、道路幅は狭く、2m50cmから2m70cmぐらいの狭い道路になっているために、以前から地元の人たちより道路拡幅要望が出されていたそうです。ところが、最近玉名工業高校の180mぐらい行ったところの土地にアパートを計画された人がおられたらしく、その人が道路拡幅工事をされることになったそうです。それで、また話し合いの結果、道路工事をしてもらうために、玉名市のほうから工事に必要な材料、重厚な側溝のL型を104m、溜桝とそれに道路舗装などの全ての材料を出されるそうです。工事費も308万2,433円ぐらい予定されているとのことでした。また、工事が完成すれば5m道路になるので、玉名市に寄付されるように内諾済みだそうです。端的に言えば、申請人が152㎡の土地を提供してアパートを建てる人が工事をし、工事の材料費を玉名市が出すということです。被害防除の計画としては、隣接地の地権者等に事業計画をよく説明してから工事にかかるそうです。また、玉名市の土木課の指導を仰ぎながら工事を進めていくとのこと、事故なんかはないかと思いました。それに、同地としては152㎡を出される申請人の土地がありますけれども、田んぼで休耕地になっておりますので、別に問題はないかと思いました。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま詳しく説明をいただきました。何か皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第3号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第3号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第4号は、受付番号9番及び12番につきまして、始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。また、受付番号10番につきましては、顛末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より顛末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第4号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑233㎡外4筆、計1,250㎡で、転用目的は宅地分譲4区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中の畑303㎡で、転用目的は駐車場拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑484㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が伊倉北方の畑47㎡で、転用目的は通路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が大倉の畑304㎡外1筆、計355㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が安楽寺の畑477㎡外1筆、計1,132㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が玉名の畑14㎡で、転用目的は道路拡幅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が三ッ川の畑1,425㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。



農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページをお願いします。

9番、申請物件が岱明町西照寺の田1,071㎡外1筆、計1,098㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町上の畑1,184㎡外1筆、計1,659㎡で、転用目的は学校用地駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が横島町大園の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。報告第1号18番と関連しております。

12番、申請物件が横島町横島の田1,354㎡で、転用目的は会社敷地拡張です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張で拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可は可能となっております。

以上12件、合計9,620㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月26日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番から受付番号8番までに、順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引き続き説明いただきますようお願いいたします。

それでは、1番からよろしくようお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について御説明いたします。

まず1番から、事業目的は宅地分譲4区画、事業面積は5筆で1,250㎡、土地利用計画は申請地の中心に幅5m、長さ31.4mの道路を設ける。各分譲面積は233㎡、269㎡、361㎡、237㎡。東側は住宅で南側は道路、西側は里道がある土地で、北側は住宅で高低差が5mぐらいあるので、北側は間知ブロックを設置し土砂の流出を防ぐそうです。南側が低いために盛土を行い、雨水が南側に流れるよう北側を少し高くする。給排水計画は公共下水道を利用する。雨水は中央に設けた道路の両側の側溝に南側の玉名市市道の側溝へ放流する。現地調査の結果何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

次に、2番目の案件について説明します。事業目的は駐車場、事業面積は303㎡で、レンタカー16台分。高さが少し低いために50cmぐらい盛土をする。周りに農地はなく、被害はない。給水はなし、雨水は既存敷地内の排水施設へ接続放流する。現地調査の結果何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番お願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。3番の案件について御説明いたします。

申請人は現在長崎市で教職員をしているが、今年の4月より熊本市内の学校へ転入するために、親の近くに住むように個人住宅を建設するための申請です。場所は、玉名バイパスの北側400mぐらいで、西側に市道が通り、北側と東側は樹園地です。南側は住宅で、造成は周りをブロックで囲んで整地し、土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造平屋建てで、給排水は西側市道内の公共の上下水道を利用する。雨水は四隅に雨水浸透柵を設置し、オーバー分を道路側溝へ接続放流するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番お願いいたします。

○推5番（小山勝男君） 5番推進委員、小山です。4番の案件について説明いたします。

譲受人は玉名市伊倉北方の土地所有者で、現在自宅から公道に出るまで隣接した土地を通っております。しかし、その土地の場所が狭く家族関係でもあったために特に越境をして通っても異常はありませんでしたが、今度売却されることになりましたので、新たな道路へ通じる道路確保の申請になります。申請地は、自宅から公道に通じる最短距離で、給排水は自然浸透で申請地の北側の境にU字溝がありますので、そこに流水いたします。土砂の流出もなく現地調査の結果、許可相当と思います。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番をお願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。5番の件について説明いたします。

申請人は玉名郡長洲町の会社に在籍しており、奥様が熊本市北区に勤務されていて、中間地点にある当該地を優先的に選定されたそうです。事業目的は、戸建ての住宅で木造2階建てです。給排水は公共の上下水道に接続、雨水、生活排水につきましては、東側に雨水枡を設置し、東側の下水側溝に接続です。生活排水、汚水につきましても、東側に五人槽が平常化創設し、同じく東側の排水側溝に接続するそうです。今回この住宅に接続する道路が東側にはあるのですが、こちらが私道で使えないもので、西側に新たに進入通路をつくるそうです。私道とは1.5mほど高くなっているため、車等がスムーズに進入できるように切土し、施工後は土砂流出防止のため道路をコンクリート舗装するそうです。盛土整地にあたっては、土砂の流出崩壊がないように慎重に施工するそうです。当地自体は全てブロック塀で囲むそうです。現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番をお願いいたします。

○7番（下川 安君） 農業委員7番の下川です。6番について説明をします。

転用目的としては太陽光発電施設ということですが、申請地は第2種農地で、そこを耕作する後継者となるその選定もなかなか難しい場所であって、なかなか生産性の低い農地ということで太陽光の発電こそ十分に考えたところですが、計画の概要としては、段差がある2筆の農地に太陽光パネルを224枚設置し、44kwの発電を計画されています。給排水については、太陽光発電ということで発生はいたしません。雨水については、今の現状どおり自然浸透の排水としてを計画されているということです。それから、被害の防除計画ですけれども、造成は無しで現状のまま設置をするということです。その農地が、東側と南側は道路、北側は譲渡人の敷地になっています。それから西側には農地が残っていますが、そこは譲受人が畔を盛土してそちらのほうに水が行かないように、そういうことを計画するという対策を行うということです。設置後何かあれば速やかに該当者、それぞれの区長さんたちと相談して解決するというので、そういう計画になっておりますので、現地調査の結果、問題はないのかなと思います。以上です、よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をよろしくお願ひいたします。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員8番、岡村です。7番の案件を説明いたします。

譲受人は住宅の進入路が狭いということで、隣の畑を買うということでござい

ます。面積は14㎡ということで、横が12mぐらいで奥行きが1mぐらいと、畑の高さが50cmぐらいということで、L型で土砂が流れないようにするという、後は切り込みを入れて道はそのままということで。何ら問題もないということで許可相当と思います。よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番をお願いいたします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員の9番、橘です。8番の案件について説明をいたします。

申請地は、旧三ッ川小学校から県道4号線を玉名方面へ約200mから300mぐらい行ったところの県道に面した西側の畑です。周りの状況ですけど、北側は雑種地、東側が沿道に沿って擁壁が打ってあって、上部80cmぐらいが土羽になっていました。南側が4mぐらいの畦畔になっていて、その下が畑地です。右側が約1.5mぐらいの畦畔がある畑地です。面積が1,425㎡ということで太陽光パネルを224枚設置して発電するというのでございます。太陽光発電設備のために給水はありません。生活雑排水も発生しません。個人ですけれども、当初現場を見たときに南勾配になっておりましたので、南側が先ほど申し上げた4mぐらい高くなっているのを、雨水対策のほうをもう1回考えていただくようお願いしたところ、北下り勾配、北側を低くして法面のほうに雨水が流れるのを防止し、北側には素掘りの側溝を設置して対策を講じるということでございます。もし、不測の事態が生じたときは、関係者、区長さんあたりと相談して早急な解決を図るということでございます。それから、日照、通風等については影響ないものと考えております。ということで、許可相当だと判断いたしました。審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号9番につきまして、始末書を読み上げます。事務局よろしくをお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号9番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続き、受付番号9番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。9番について説明いたします。

ただいま始末書の説明がありましたけれども、転用目的は雑種地の資材置場への転用であります。譲受人は賃貸業務など不動産業務を営まれており、賃貸を撤去

される場合の不要物の仮置場として利用したいということであります。場所は、国道208号線沿いの西照寺交差点から南の方に約1km入ったところに位置しております。転用面積は1,098㎡、土地の利用計画は主に資材置場で、段ボール類、紙類それから小物類、箱物家電等の置場として使用したいということであります。給排水計画はありません。それから排水処理の方法でも、雨水は敷地内に自然浸透するということであります。生活雑排水や汚水はありません。被害防除計画ですが、造成にかかる土砂の流出、堆積、崩壊等がないように配慮するということでもあります。完成後の被害防除計画としては、北側に私道が通っておりますけれども、境界にはブロック等により水路への流入がないように計画されており、転用での周囲への影響はないと思われます。それから、使用後の家電置場につきましては、猿等の発生がもしも出てくることを懸念いたしまして、屋根を設けて入り口には門扉を設置するということでありました。周囲への影響はないと思われ、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号10番につきまして、顛末書を読み上げます。事務局よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 10番の案件について顛末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局より受付番号10番につきまして、顛末書の読み上げが終わりました。

引き続き、受付番号10番及び受付番号11番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田でございます。10番について御説明いたします。

転用目的は学校用地の駐車場であります。先ほど事務局より説明がありました。が、平成19年から幼稚園の駐車場として既に利用されていたものであります。今回地権者との土地売買が成立し、許可申請が提出されたものであります。場所は208号線沿いの県道沿いであります。転用目的は1,659㎡、それから土地利用計画ですが以前と変わらない駐車場としてマイクロバス2台、普通乗用車を54台分収容できる面積であります。給排水計画はありません。雨水は自然浸透であります。被害防除計画ですが、隣接地への土砂の流出に万全を期すということでもあります。それから日照、耕作等の影響はないと思ひ、調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番をよろしく願いいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。受付番号11番の案件について御説明いたします。

転用目的は自己用の住宅建築です。土地の選定理由といたしまして、将来的に両親の介護を行わなくてはならず、また二人の子どもの学校区を変更しなくてよい場所を検討した結果、この土地を選定されたそうでございます。計画概要でございますが、事業面積は440㎡、個人住宅木造平屋建てです。給排水計画は、給水は井戸掘削を行います。排水、雨水については道路対向地にある水路へ放流、生活雑排水、汚水につきましては集落内の排水へ接続するものいたします。造成中の被害防除対策といたしましては、隣接地への土砂の流出が起らないようにL型擁壁を組んだ後に、隣接地近くの盛土を行います。西と南側だそうでございます。昨年12月26日現地調査を行いまして、何ら問題ないと思いました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号12番につきまして、始末書を読み上げます。事務局よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局より受付番号12番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続き、受付番号12番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○15番（吉田孝壽君） 農業委員15番、吉田です。12番の案件について説明いたします。

先月の26日に現地調査いたしました。場所は横島の田で1,354㎡です。会社敷地拡張ということですが、当社は平成7年に設立し、当時2,720㎡で設立がされております。事業は産廃業者で、産廃の収集と搬送業をなされております。先ほど説明がありましたように、平成20年頃から規模拡大がなされ、母親の土地を無断で借用し、母親には承諾を得ていましたが農業委員会には提出がなかったということで、現状は農業用廃ビニールの一時収集や駐車場に使用されております。10年も無許可でされておりましたが、先ほど説明があったように、農地法に詳しくなかったということでこういうことでなされておりましたが、現状は、北側に道路、西側と南側は自分の従来の敷地のほうで先は何もありませんし、その隣接した1,354㎡が今説明しました会社の敷地にしたいということで申請がなされておりますし、その前の東の土地は親戚の土地で、同意もなされているということでございます。雨水については自然浸透で、別にビニール等の一時保管場所ということで、また造成もしないということでございますので問題はないだろうということで

許可をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。御質問、御意見などはございませんでしょうか。

○12番（中島浩輔君） 農業委員の12番、中島です。11番の案件なんですけど、備考の欄に報告第1号18番と関連、契約は解除するというので、そのまた備考欄に審議が終わった議第2号4番と関連するというので。これが議第2号4番で分筆して961㎡で農業者年金受給と書かれて申請されていたんですけど、農業者年金の途中なので、これは個人住宅の申請で許可的にはどうなのかなど。その辺が勉強不足ですみません。

○係長（竹森明德君） すみません、事務局、竹森です。

もともと農業者年金の受給で使用貸借というのを結ばれていた土地を分筆されて、一部は転用をされたと。残りの部分については、また再度分筆した部分を使用貸借を親子でまた結ばれたということになります。

○12番（中島浩輔君） 売買の分だけはずして。

○係長（竹森明德君） そうですね、残った残地については、また年金の受給のために親子で使用貸借を結ばれています。

○議長（永田知博君） 中島委員、今お分かりになったんですか。

○12番（中島浩輔君） はい、一応。うちの勉強不足で、勘違い。すみませんでした。

○議長（永田知博君） ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第4号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第4号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第5号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

10ページから11ページまでの総括表、12ページから16ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が6件1

3,938㎡、利用権設定が47件、184,438㎡、合計53件、198,376㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。この件につきまして、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。竹下委員、どうぞ。

○4番（竹下宏介君） 農業委員4番、竹下です。この4番の件ですね、借料が新規で10a当たり50,000円と書いてありますけど、これは一桁ゼロが多かっじゃなかですか。12ページ。50,000円てなっとるばってん、40,000円が今まで高かったんじゃなかつかなと思っていました。

○主査（前田稚子君） 事務局、前田です。すみません、お答えします。一応契約では50,000円ということで契約は結ばれています。

○4番（竹下宏介君） ハウスとか何とか建てられるわけではないんでしょう。

○主査（前田稚子君） じゃなくて、レンコンということで。

○4番（竹下宏介君） はい、ありがとうございました。

○議長（永田知博君） ほかにございませんでしょうか。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。ちょっと1件教えてください。基盤強化法で契約の時に耕作面積というのがあると思うばってんが、どれくらいの作付けがあればこの基盤強化法の対象者になれるかどうか。3番が1,849㎡だったので、これでなれるかどうかというのがちょっと。ちょっと今4番を聞かれた上に、1,849㎡とあったものですから。その面積についてはどうなのかちょっとそれを教えてください。それか、桁が間違っているのかなと思って。

○主査（前田稚子君） 事務局、前田です。3番についてなんですけども、耕作者の方が長洲町の方なので、すみません、この面積が玉名だけの耕作面積だけしか載せていない可能性があって、合算すれば超えている可能性があるんで、ちょっとこれは確認させてください。すみません。

○7番（下川 安君） はい、分かりました。

○議長（永田知博君） 下川委員、今返事がありましたけど、確認してからまた連絡するようにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ほかにございますか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、採決に移ります。



議第5号農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第5号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報告

○議長(永田知博君) それでは、次に報告第1号及び2号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。17ページをお願いします。

報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回17ページから22ページまでの26件、合計58,649㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、23ページをお願いします。

報告第2号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和2年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、令和元年12月5日に転用許可いたしました1件4,433㎡について記載されている理由により返納届を受理しております。議第5号29番と関連しております。

以上、報告を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告第1号及び第2号について説明がございました。何か皆さんより御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長(永田知博君) その他に移ります。その他、何かございましたら、どうぞ。

○次長(西川慶一郎君) 事務局次長の西川です。本年度、令和元年度の玉名市農業委員会視察研修について御説明いたします。お手元の資料A4の2ページもののホッ

チキス止めを御覧ください。一番後ろになります。

本年度の研修につきましては、令和2年2月20日木曜から21日金曜の一泊二日の日程で、宮崎県綾町及び宮崎市で実施をいたします。研修先は1日目の2月20日木曜日は宮崎県綾町を訪問し、綾町農業委員会の概要及び自然生態系農業、有機農業の推進などについて研修を行います。研修時間は、午後2時から午後4時までとなっております。2日目の2月21日金曜日は、宮崎県総合農業試験場を訪問し、施設の概要及び果樹、温州みかん、ぶどうなどの栽培、品種育成について研修を行います。研修時間は、午前10時から11時30分までの1時間半程度となっております。

次に、集合及び出発についてですが、2月20日木曜日午前8時50分までに菊池川河川敷駐車場に御集合していただきますようお願いいたします。午前9時には出発させていただきます。次に、帰着、解散についてですが、2月21日金曜午後4時頃菊池川河川敷のほうに到着予定であります。

次に、裏面の視察研修の行程表を御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、2月20日、21日の金曜日の一泊二日です。参加人数につきましては、農業委員19名、それと推進委員19名、それと事務局より私と小山局長が同行いたします。午前9時に河川敷を出まして、菊水インターから高速に乗りまして、宮崎県の高原インターまで行きます。その後、正午から12時45分まで昼食を早めに済ませてちょっと時間がございますので、綾の照葉大吊橋に13時から13時40分まで行きます。その後、午後2時に1日目の研修先であります綾町農業委員会へ赴き、午後4時まで研修を行います。研修後、宮崎市の平和台公園に立ち寄り、午後5時半頃宿泊先でありますホテルに到着予定であります。ホテル到着後、情報交換会を6時若しくは6時半ぐらいから予定をしております。

続きまして、二日目の2月21日金曜日は、午前9時にホテルを出まして、近くの宮崎神宮にて参拝をいたしまして、二日目の研修先であります宮崎県総合農業試験場に赴きまして、午前11時30分まで研修を行います。研修終了後、宮崎市内の昼食会場に移動しまして、12時10分から午後1時まで昼食をとっていただきます。その後、宮崎インターから菊水インターまで高速に乗りまして、午後4時頃また菊池川河川敷のほうに到着予定になります。研修先の住所及び電話番号、それと宿泊先につきましては以下のとおりでございます。

次に、次のページの出欠確認表を御覧ください。出欠の参加、欠席のいずれかに丸、それと氏名を御記入されまして、たばこを吸われる方は喫煙ルーム、吸われない方は禁煙ルームに丸をして、来る1月24日金曜頃までに玉名市農業委員会の事務局のほうまで、FAX、持参若しくは電話でもよろしいですので、よろしくお

願いたします。本日分かっている方は、本日出されてもかまいません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

今度は、駐車場が菊池川河川敷駐車場になりますので、お忘れないようによくお願いしておきます。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、これをもちまして、令和2年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時30分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年1月7日

玉名市農業委員会会長      永田    知博

農   業   委   員                      鶴田    克士

農   業   委   員                      赤松    繁之